

内閣参質一七一第一四五号

平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員辻泰弘君提出国民健康保険料（税）の賦課徴収に当たって予定収納率を考慮した賦課総額の設定を求めている国民健康保険課長通知に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員辻泰弘君提出国民健康保険料（税）の賦課徴収に当たって予定収納率を考慮した賦課総額の設定を求めている国民健康保険課長通知に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、国民健康保険事業に関する事務を厚生労働大臣が分担管理しているからであり、先の答弁書（平成二十一年四月二十四日内閣参質一七一第一三四号）は政府としての見解である。

